

<安定ヨウ素剤の効果や服用に関する問い合わせ先>

※配布申込書の提出先ではありません。

◆鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課

電話: 0857-26-7226・7203

Eメール: iryou-hoken@pref.tottori.lg.jp

<各地区の一時集結所>

原子力災害が発生して避難指示が出た場合に、バス等で避難される方が集合する場所です。服用指示があれば、原則として、ここで安定ヨウ素剤が配布され服用することとなります。

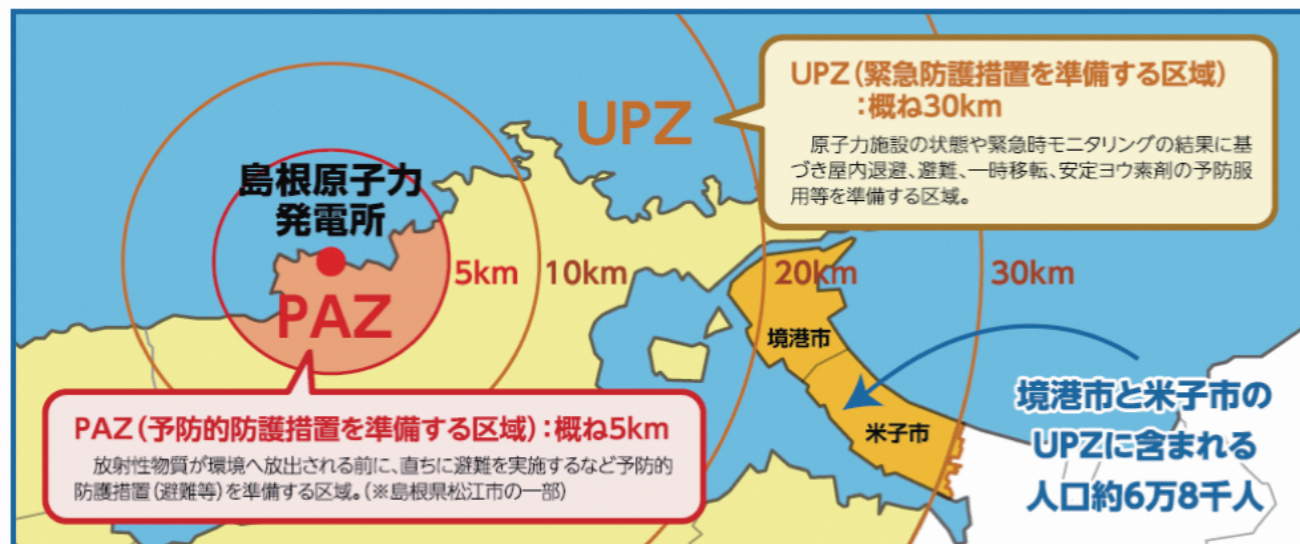
(米子市)

- 【大篠津公民館区】 大篠津公民館、大篠津小学校、美保中学校
- 【崎津公民館区】 崎津公民館、崎津小学校、美保中学校
- 【和田公民館区】 和田公民館、和田小学校
- 【富益公民館区】 富益公民館、弓ヶ浜中学校、弓ヶ浜小学校
- 【彦名公民館区】 彦名公民館、彦名小学校
- 【夜見公民館区】 夜見公民館、弓ヶ浜小学校
- 【河崎公民館区】 河崎公民館、河崎小学校
- 【住吉公民館区】 住吉公民館、住吉小学校、後藤ヶ丘中学校
- 【加茂公民館区】 加茂公民館、加茂小学校、加茂中学校

(境港市)

- 【外江地区】 外江小学校、第三中学校、外江公民館、市民体育館
- 【渡地区】 第三中学校、渡小学校、渡公民館、夕日ヶ丘2丁目集会所
- 【境地区】 市民体育館、境高等学校、境小学校、第二市民体育館、境公民館、第一中学校
- 【上道地区】 上道小学校、境高等学校、第一中学校、上道公民館
- 【余子地区】 境高等学校、市民体育館、境港総合技術高等学校、余子小学校、第二中学校、余子公民館、旧誠道小学校、老人福祉センター
- 【誠道地区】 誠道公民館、旧誠道小学校
- 【中浜地区】 三軒屋町会館、夕日ヶ丘1丁目集会所、中浜小学校、中浜公民館、幸神体育館

▼島根原子力発電所からの距離



米子保健所で 安定ヨウ素剤 を 事前配布しています

島根原子力発電所から30km (UPZ) 圏内にお住まいの方は、もしもの原子力災害に備えて、安定ヨウ素剤の事前配布を受けられます。

◆安定ヨウ素剤とは?

医療用の医薬品で、甲状腺がん等を発生させる可能性がある放射性ヨウ素による内部被ばくを抑える効果があることから、原子力災害発生時に国、県又は市からの指示に基づき服用するお薬です。



服用を優先すべき対象者は、妊婦、授乳婦及び未成年者(乳幼児を含む。)とされています。40歳以上の方は服用する必要性は低いとされていますが、40歳以上であっても妊婦及び授乳婦は、服用を優先すべき対象者です。

(参考:安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって/令和3年7月21日原子力規制庁)

◆事前配布とは?

安定ヨウ素剤は、原子力災害発生時に避難等が必要となった場合には、一時集結所(※詳しくは、4ページをご覧ください。)で速やかに配布しますが、緊急時に安定ヨウ素剤を速やかに受け取りに行くことができない理由のある方で、事前の配布を希望される方(UPZ圏内にお住まいの方)に対しお配りするものです。

受け取りには、次の2つの方法があります。

	事前配布説明会 (米子市・境港市の会場)	鳥取県西部総合事務所米子保健所
実施時期	毎年8月末～10月頃 ※例年7月頃に広報	通年(毎月第2・第4火曜日)
事前申込み	必要	必要

※米子保健所での配布について、3ページに詳しく記載しています。

◆事前配布の対象地域(UPZ圏内)

境港市全域 及び 米子市内の次の区域

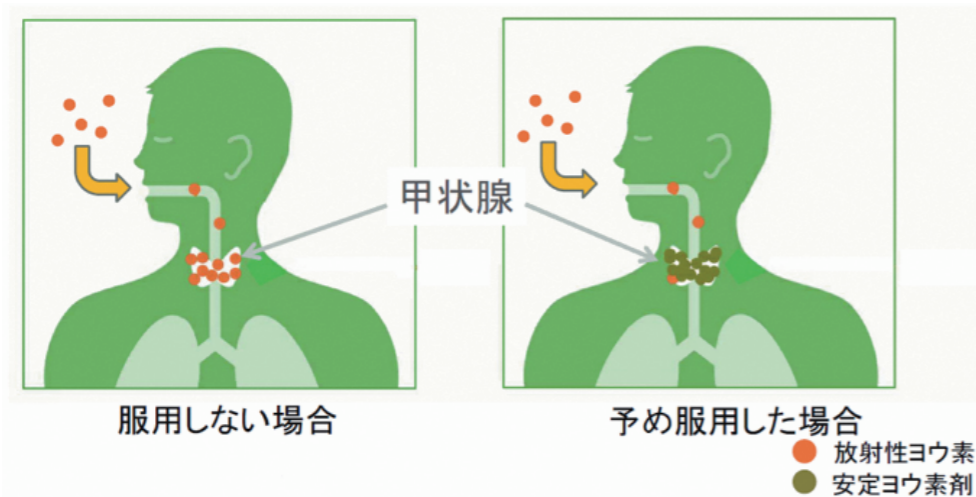
大篠津公民館区、崎津公民館区、和田公民館区、富益公民館区、彦名公民館区、夜見公民館区及び河崎公民館区の全域
住吉公民館区のうち旗ヶ崎三区南、旗ヶ崎三区北、上後藤二区、上後藤四区、安倍、中ノ海一区及び中ノ海二区の自治会区域
加茂公民館区のうち加茂五区西、加茂五区中、加茂住宅、三柳団地三区、三柳団地四区、三柳北及び浜河崎の自治会区域

【事前配布を受けた安定ヨウ素剤の管理で注意すること】

- 各個人・家庭の責任において誤用等のないよう適切に保管してください。
- 使用期限が切れる前に、薬剤を交換する必要があります。
<使用期限> 丸剤:製造後5年、ゼリー剤:製造後3年
- 年齢により薬の種類や量が異なるため、中学生になるまでは年齢到達時には交換が必要です。
- UPZ圏外に転出される場合には、返却していただきます。

安定ヨウ素剤にはどのような効果がありますか？

- 原子力災害が発生した際、原発から周囲に放出される主要な放射性物質の一つに「放射性ヨウ素」があります。
- 安定ヨウ素剤を、服用指示に従い、適切なタイミングで前もって飲んでおくことにより、この放射性ヨウ素が甲状腺にたまることを防ぎ、甲状腺がんの発生リスクを抑える効果があります。ただし、40歳以上の方では服用効果は低くなる可能性があると考えられています。
- また、安定ヨウ素剤の効果は放射性ヨウ素による内部被ばくに限られ、外部被ばくや他の放射性物質による被ばくに効果がある万能薬ではありません。服用後も必ず避難などの防護措置は継続してください。



副作用はありますか？

- 安定ヨウ素剤を飲んだ時に、副作用（一般的な過敏症、嘔吐、下痢、頭痛、息切れなど）により体調に異変が起こる場合が、まれにあります。
- 服用を優先すべき対象者である妊婦、授乳婦、乳幼児を含む未成年者においては、副作用のリスクよりも、服用しないことによる甲状腺の内部被ばくのリスクの方が大きいため、服用指示が出た場合は躊躇することなく服用することが大切です。
- 服用後30分程度は、御家族や周囲の方と共に容体を観察し、体調に異変が生じた場合には、速やかに医療機関等に連絡できるようにしておいてください。

いつ、どれくらい服用するのですか？

- 安定ヨウ素剤は、原子力災害により発生した放射性ヨウ素を吸い込む可能性が考えられる場合に、国、県又は市からの服用指示が出た際に服用してください。
- 服用する薬の種類と服用量は以下のとおりです。

服用対象者	ヨウ化カリウム量	種類・服用量
生後1ヶ月以上～3歳未満	32.5 mg	ゼリー剤・1包
3歳以上～小学6年生	50 mg	丸剤・1丸
中学生以上	100 mg	丸剤・2丸

※生後1ヶ月未満の乳児は、ゼリー剤(16.3mg) 1包を服用します。(緊急配布対象)

米子保健所での安定ヨウ素剤の受取方法

毎月第2・第4火曜日(祝日を除く)(午後3時～午後5時)に行います。
予約制ですので、**受取希望日10日前までにお申し込みが必要です。**

※持病のある方、お薬を服用中の方など、安定ヨウ素剤の服用に不安のある方は、あらかじめ、かかりつけ医にご相談の上、お申し込みいただくことをおすすめします。

① 申込書を手入してください。

鳥取県西部総合事務所米子保健所、米子市(健康対策課及び防災安全課)、境港市(健康づくり推進課及び防災危機管理課)の各窓口で入手できます。

また、鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課のホームページよりダウンロードできますのでご利用ください。



② 申込書に必要事項を記入してください。

申込書に受け取り希望日(予約日)等必要事項をご記入ください。

同一世帯のご家族分も代理受領できます。また、同一世帯以外の方に委任された方も代理受領できます。

③ 申込書を米子保健所へ提出してください。

(1) 提出先

鳥取県西部総合事務所米子保健所(電話: 0859-31-9316)

医薬・感染症対策課

〒683-0054 米子市鞆町1丁目160(西部総合事務所2号館 3階)

Eメール: yonagohoken@pref.tottori.lg.jp

FAX: 0859-34-1392

※Eメールの場合、タイトルに「安定ヨウ素剤申込み」と記載してください。

(2) 提出方法

郵送、メール、FAX

持参も可(午前8時30分～午後5時15分 ただし土日、祝日など閉庁日を除く)

(3) 提出時期

随時。受け取り希望日(予約日)の10日前までに提出してください。

④ 後日、米子保健所から「予約受付票」と「問診票兼受領書」が郵送されます。

「問診票兼受領書」は、配布対象者お一人につき1枚あります。

予約日までに、「問診票兼受領書」の問診欄(左半分)に必要事項をご記入ください。

同居の親族以外の方に代理受領を委任される場合は、「問診票兼受領書」の委任状欄に、配布対象者ご本人と委任される代理受領者の記名・押印が必要です。

⑤ 予約された日時に米子保健所へお越しください。

<持参していただくもの>

・問診欄を記入した「問診票兼受領書」

・服用中の薬がある方は、「お薬手帳」、「お薬説明書」等、薬の内容がわかるもの

⑥ 安定ヨウ素剤をお受け取りください。

米子保健所において、保健師又は薬剤師(必要に応じて医師)の説明及び問診を受けた後に、安定ヨウ素剤をお受け取りください。

ただし、ヨウ素過敏症等により服用できないとされた場合は配布できません。

※米子市、境港市の会場で行われる事前配布説明会については、別途、実施時期の前に各種広報でお知らせがあります。